



平成 29 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 テンブホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 水田 正道
(コード番号 2181 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員(財務担当) 関 喜代司
(TEL 03-3375-2220)

当社グループ経営幹部等に対する株式交付制度の導入について

当社は、本日開催の取締役会において、当社のグループ子会社の取締役、並びに当社及び当社のグループ子会社の幹部社員のそれぞれを対象とする新たなインセンティブ・プランとして、信託を活用して当社株式を交付する制度（総称して以下「本制度」といい、本制度の対象者を総称して「グループ経営幹部等」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

なお、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び当社執行役員（以下「当社取締役等」といいます。）に対する株式報酬制度については、本日付の適時開示「当社取締役等に対する株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

記

1. 本制度の導入目的等

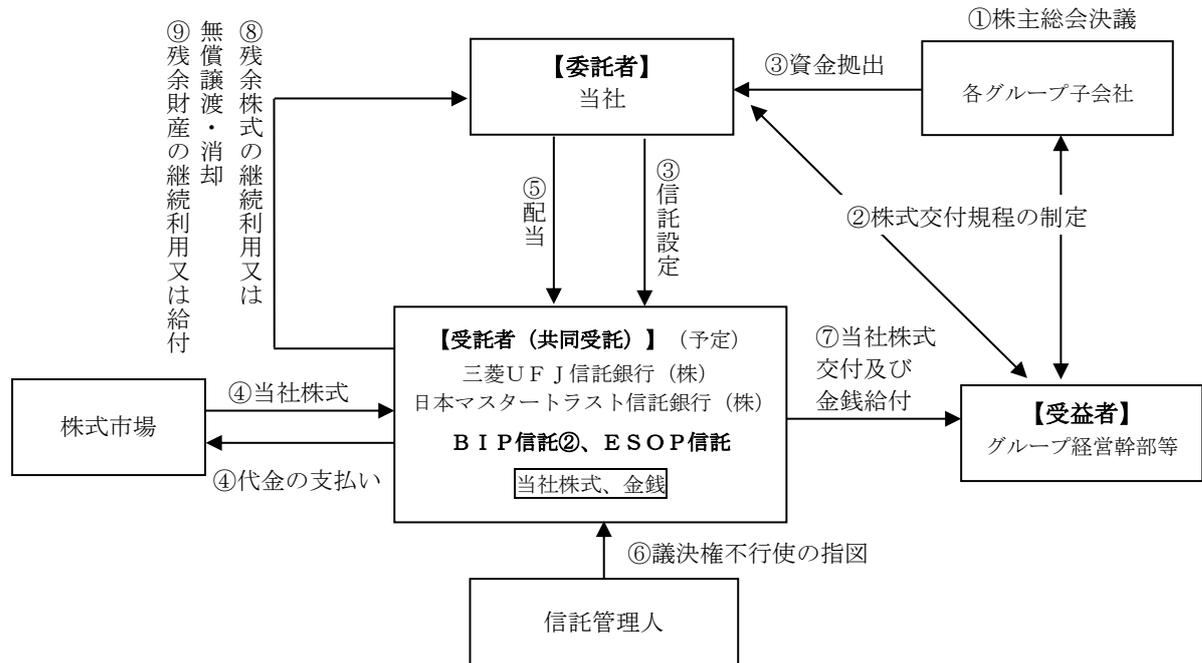
(1) 当社は、当社グループの経営陣及び経営幹部層に対し、パーソルグループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与を目的として、グループ全体での株式交付制度を導入することを決議いたしました。

(2) 当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度は、役員報酬B I P (Board Incentive Plan) 信託（以下「B I P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。当社及び当社グループ子会社の幹部社員を対象とした本制度は、株式付与E S O P (Employee Stock Ownership Plan) 信託（以下「E S O P信託」といいます。）と称される仕組みを採用します。本制度では、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」といいます。）をグループ経営幹部等に対して、原則として退任・退職後に交付及び給付（以下「交付等」といいます。）します。

なお、当社は本日別途、当社取締役等への株式報酬制度の導入を決議しておりますが、当該制度でもB I P信託の仕組みを採用しており、当該制度はB I P信託①、当社グループ子会社の取締役を対象とした本制度はB I P信託②として、それぞれ分けて管理します。

(3) 当社グループ子会社の取締役に対する本制度の導入は、各グループ子会社における株主総会において承認を得ることを条件とします。

2. 本制度の仕組み



- ① 各グループ子会社は、取締役に対する本制度（B I P信託②）の導入に関して、各社の株主総会においてそれぞれ承認決議を得ます。当社及び各グループ子会社は、幹部社員に対する本制度（E S O P信託）の導入に関して、各社の取締役会においてそれぞれ決議を得ます。
- ② 当社及び各グループ子会社は、本制度の導入に関して、各社ごとに取締役会において株式交付規程を制定します。
- ③ 各グループ子会社は、①の決議の範囲内で本制度にかかる金銭を当社に拠出します。当社は各グループ子会社から拠出を受けた金銭を合わせてB I P信託②、E S O P信託それぞれに拠出し、受益者要件を満たすグループ子会社の取締役を受益者とするB I P信託②、受益者要件を満たす当社及びグループ子会社の幹部社員を受益者とするE S O P信託（各本信託）をそれぞれ設定します（以下、B I P信託②及びE S O P信託を「各本信託」といいます。）。
- ④ 各本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します（各本信託が取得する株式数は、①における決議の範囲内とします）。
- ⑤ 各本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 各本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 各本信託にかかる信託期間中、各社の株式交付規程に従い、グループ経営幹部等に一定のポイントが付与されます。グループ経営幹部等が一定の受益者要件を満たした場合、当該ポイント数の一定割合に相当する当社株式を交付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭を給付します。
- ⑧ 信託期間の満了時に残余株式がある場合、取締役会決議により信託契約の変更及び本信託への追加信託を行うことにより、本制度又はこれと同種の株式交付制度として、本信託を継続利用することができます。なお、本信託を継続せず終了する場合は、株主への還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑨ 信託期間の満了時に生じた本信託内の当社株式に係る配当金の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社、各グループ子会社及びグループ経営幹部等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(注) 信託期間中、本信託内の株式数が、信託期間中に各グループ経営幹部等に対して交付等する株式数に不足する可能性が生じた場合や、本信託内の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、本信託に追加で金銭を信託することがあります（B I P信託②が追加で信託できる金銭は、上記①で承認決議を得た範囲内とします）。

(ご参考)

【B I P信託②、E S O P信託契約の内容】

※B I P信託①については、本日付適時開示「当社取締役等に対する株式報酬制度の導入について」をご参照ください。

	B I P信託②	E S O P信託
① 制度対象者	グループ子会社の取締役	当社及びグループ子会社の幹部社員
② 信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）	
③ 信託の目的	制度対象者に対するインセンティブの付与	
④ 委託者	当社	
⑤ 受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）	
⑥ 受益者	制度対象者のうち受益者要件を充足する者	
⑦ 信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）	
⑧ 信託契約日	平成 29 年 8 月 14 日（予定）	
⑨ 信託の期間	平成 29 年 8 月 14 日（予定）～平成 32 年 8 月末日（予定）	
⑩ 制度開始日	平成 29 年 8 月 14 日（予定）	
⑪ 議決権行使	行使しない	
⑫ 取得株式の種類	当社普通株式	
⑬ 信託金の金額	1 億 5 千万円（予定）	4 億 8 千万円（予定）
	（信託報酬・信託費用を含みます。）	
⑭ 株式の取得時期	平成 29 年 8 月 15 日（予定）～平成 29 年 9 月 15 日（予定）	
⑮ 株式の取得方法	株式市場より取得	
⑯ 帰属権利者	当社	
⑰ 残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。	

(注) 上記において予定されている時期については、適用法令等に照らして適切な時期に変更されることがあります。

【信託・株式関連事務の内容】

- ① 信託関連事務 三菱UFJ信託銀行株式会社が本信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。
- ② 株式関連事務 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以 上